

○山田町奨学金返還支援補助金交付要綱

令和4年6月13日告示第76号

改正

令和5年2月14日告示第3号の2

令和6年12月9日告示第86号

山田町奨学金返還支援補助金交付要綱を次のように定め、令和4年7月1日から施行する。

山田町奨学金返還支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、町内への居住を促し、雇用の確保及び人材育成を図るため、就学時に奨学金の貸与を受けた者に対し、その返還額を予算の範囲内で山田町補助金交付規則(昭和53年山田町規則第4号)及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 居住 町内に住民登録を行い、生活基盤が町内にあることをいう。
- (2) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく次に掲げる学校等をいう。
 - ア 大学(短期大学含む。)
 - イ 高等専門学校(第4学年及び第5学年に限る。)
 - ウ 専修学校(専門課程に限る。)
- (3) 事業所等 町内又は近隣市町村等に主要な事業所を有する法人及び個人をいう。
- (4) 奨学金 次に掲げる奨学金をいう。
 - ア 独立行政法人 日本学生支援機構奨学金(独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)第14条第1項に規定する第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金)
 - イ 公益財団法人 岩手育英奨学会(公益財団法人岩手育英奨学会貸与規定第3条に規定する奨学金)
 - ウ 上記に準ずる奨学金であって、その奨学金貸与団体と山田町との間で奨学金返還支援について協議が整ったもの

(交付対象者)

第3 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 令和4年3月1日以降に転入し、町内に居住している者であること。ただし、町内に住民登録をしたまま進学し、卒業若しくは退学後に就職又は起業した者においては、在学していたことを証明することにより、本条件を満たす者として扱う。

(2) 居住を目的とした次のいずれかに該当する者であること。

ア 事業所等に就労中で、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の被保険者となっている者

イ 新たに起業し、事業主又は役員として開業している者

ウ 農林漁業に就業中の者

(3) 大学等を卒業した者又は退学した者であること。

(4) 奨学金の貸与を受け、当該奨学金を返還予定又は返還中の者であること。

(5) 申請年度末日時点において35歳未満の者であること。

(6) 奨学金の返還金及び市区町村民税等を滞納していないこと。

(7) 国家公務員又は地方公務員ではないこと。ただし、市町村職員は除く。

(8) 4年以上町内に定住する意思がある者

(9) 2回目以降の申請にあつては、初回交付後、町内に継続して居住し、かつ、事業所等又は農林漁業に就業中の者であること。

(10) 次のア及びイに該当しない者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第6号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象から除くものとする。

(1) 転勤が見込まれる者又は概ね2～5年での定期人事異動が常態となっている事業所等に就業している者

(2) 労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）で定める派遣労働者

- (3) 大学等に在学中の者。ただし、夜間、定時又は通信制の学校等に在学中の者はこの限りでない。
- (4) 雇用期間の定めがあり、契約更新の可能性がない者又は雇用期間を終了する日が明確な者
- (5) 住所地とは異なる居住地から通勤している者
- (6) 他制度による補助金等を受けている者
(補助対象期間)

第3の2 補助の対象となる期間は、補助金の交付対象者の認定を初めて受けた日の属する年度に初めて奨学金を返還した日から起算して4年間とする。

(補助金の額)

第4 補助金の額は、補助金の交付を受けようとする年度内に行った奨学金等の返還額の合計に相当する額の2分の1（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とし、助成事業期間の月数に2万円を乗じた額を上限とする。

2 前項に規定する補助金の額の算定に際し、繰上償還による奨学金等の返還額の増額は、考慮しないものとする。

(補助金の交付対象者の認定)

第5 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、山田町奨学金返還支援補助金交付対象者認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請し、認定を受けなければならない。ただし、第1号及び第2号に規定する書類は、2回目以降の申請時には省略することができる。

- (1) 大学等が発行する卒業又は退学を証明する書類
- (2) 奨学金の内容が分かる書類又は当該書類の写し（奨学金名、貸与額、貸与期間、返還総額、返還期間、返還済額及び返還残額が分かるもの）
- (3) 事業所等に就業中の者にあつては、雇用契約書等就業していることを証明する書類又は当該書類の写し。ただし、雇用期間の定めがある者にあつては、併せて契約更新の可能性が有ることを確認できる書類又は当該書類の写し
- (4) 新たに起業した者（役員に就任した者を含む。）にあつては、開業届等起業したことを証明する書類の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、山田町奨学金

返還支援補助金交付対象者認定通知書（様式第2号）又は山田町奨学金返還支援補助金交付対象者不認定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（認定申請事項の変更及び承認）

第6 前条第2項により補助金の交付対象者認定の通知を受けた者（以下「認定者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに山田町奨学金返還支援補助金交付対象者認定変更申請書（様式第4号）に、同条第1項各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、山田町奨学金返還支援事業助成金交付対象者認定変更承認通知書（様式第5号）又は山田町奨学金返還支援事業助成金交付対象者認定変更不承認通知書（様式第6号）により認定者に通知するものとする。

（交付申請）

第7 この補助金の交付を受けようとする認定者は、当該年度の3月末までに山田町奨学金返還支援補助金交付申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1） 交付対象期間の返還額を証明する書類（返還額が記載されている部分の通帳の写し又は当該期間分の返還額が記載された領収書の写し）

（2） 住民票の写し

（3） 納税証明書の写し

（4） 2回目以降の申請にあっては、前回通知を受けた当該補助金に係る交付決定通知書の写し

（5） その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、山田町奨学金返還支援補助金交付決定通知書（様式第8号）又は山田町奨学金返還支援補助金不交付決定通知書（様式第9号）により認定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第8 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、山田町奨学金返還支援補助金交付請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の補助対象者から請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交

付するものとする。

(状況の調査)

第9 町長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、就業状況に関することについて報告を求め、又はその者の住民基本台帳の記録の調査を行うことができる。

(交付決定の取消し等)

第10 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に補助金を交付するものとしてふさわしくないと認めるとき。

2 町長は、補助金の交付決定を取り消すときは、山田町奨学金返還支援補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還等)

第11 町長は、補助金の交付決定を取り消したときは、山田町奨学金返還支援補助金返還命令書(様式第12号)により、補助金の返還を命ずることができる。

(補則)

第12 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

前 文(抄)(令和5年2月14日告示第3号の2)

令和4年7月1日から適用する。